

## 令和元年度定期監査等結果報告に対する措置状況

環境部環境事業課

指 摘 事 項	措 置
<p>平成 30 年 5 月に収入のあったごみ集積場所の境界確認にかかる手数料について、当該手数料に係る収入の調定を速やかに行うべきところ、平成 31 年 3 月に収入の調定が行われていた。</p>	<p>筆界確認に関する事務を行った場合は、庶務担当者、係長及び所属長がダブルチェックを行い、歳入調定を行うとともに、歳入整理簿を定期的に確認し、再発防止に取り組んでいます。</p> <p>また、財務会計システムにおいて、平成 31 年度から新システムに移行し、原則、歳入調定を行わなければ納付書が作成できない仕様となっています。</p>

## 令和元年度定期監査等結果報告に対する措置状況

健康部保険事業室

指 摘 事 項	措 置
<p>寝屋川市国民健康保険人間ドック助成事業に係る助成金の交付決定について、決裁権者の決裁がなされず、交付決定が行われていた。</p> <p>また、申請者に通知する決定通知書には、助成が決定したことについてのみ記載されており、助成金の額については請求時に費用を支払ったことを証する書類の提出を受けてはじめて金額が確定されるが、申請者には金額を通知せず助成金が交付されていた。</p>	<p>助成金の交付決定については、令和元年10月申請分以降のものから決裁権者を部長とし、併せて支給額確定通知の送付を実施するとともに、他の助成金等についても同様の誤りがないかを決裁区分も含めて確認しました。</p>

## 令和元年度定期監査等結果報告に対する措置状況

福祉部障害福祉課

指 摘 事 項	措 置
<p>障害者温水プール利用料について、前期分の収入に係る調定は速やかに行われていたものの、後期分の収入（平成 30 年 10 月に収入）については、速やかに行われておらず、平成 31 年 3 月に収入の調定が行われていた。</p>	<p>令和元年度より、障害者温水プールの担当を 2 人（主担、副担）体制として、チェック体制を強化したとともに、契約の起案・歳入調定・振込等の一連の事務が確認できる事務手続表を作成し、会計処理等が行うべき時期に行っているか確認できる体制を整えました。</p> <p>事務手続表は、週 1 回開催する係内会議において、担当係長が進捗状況を確認することとしています。</p> <p>また、財務会計システムにおいて、平成 31 年度から新システムに移行し、原則、歳入調定を行わなければ納付書が作成できない仕様となっています。</p>

## 令和元年度定期監査等結果報告に対する措置状況

まち建設部道路交通課

指 摘 事 項	措 置
<p>駐車場出入口案内看板の目的外使用に係る行政財産の使用許可について、寝屋川市事務決裁規程に定める専決権者である部長によって決裁されなければならぬところ、課長による決裁がなされていた。さらに、決裁に当たって使用許可をする根拠、目的、使用料の額の算出根拠等を記載した起案文書が作成されないまま決裁が行われていた。</p>	<p>決裁の際は、寝屋川市事務決裁規程により決裁権者を確認し、目的、許可根拠、使用料の算定根拠等について、起案文書を作成することを周知し、徹底したうえで上席者も決裁時に確認することで再発防止に取り組んでいます。</p> <p>また、当該手続きに係るマニュアルを作成し、当該マニュアルと起案のひな形を参照した上で起案をするよう指導しています。</p>